**租税条約の規定による　　　　年度市民税・県民税の免除に関する届出書**

令和　　年　　月　　日

（あて先）東近江市長

標記の件について、次のとおり届出をします。

所得税については、日本国と　　　　　　　　　　　との間の租税条約第　 　条第　 　項により、租税条約に関する届出書を令和　 　年　　 月　　 日に税務署に提出して免除を受けています。

|  |  |
| --- | --- |
| 納税義務者氏名 |  |
| 納税義務者住所 |  |
| 納税義務者生年月日 | 昭和・平成　　　年　　　月　　　日（　　　歳） |
| 個人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 国籍 |  |
| 入国年月日 | 平成・令和　　 年 　　月　 　日 | 在留資格 |  |
| 在留期間 | 平成・令和　　 年　 　月 　　日　～　平成・令和　 　年　　 月　 　日 |
| 入国前の住所 |  |
| 租税条約の相手国における納税地及び納税者番号※相手国において納税者番号を有する場合 | 納税地 |  |
| 納税者番号 |  |
| 在籍する学校又は訓練を受ける事業所等 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 免除すべき所得　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 支払者の名称 |  |
| 支払者の所在地 |  |
| 支払金額 |  | 所得の種類 |  |
| 支払方法 |  | 支払期日 |  |
| 職務内容 |  | 資格 |  |
| 納税管理人※届出している場合 | 住所 |  |
| 氏名 |  |

**※添付書類**

・源泉徴収義務者が税務署長へ提出した租税条約に関する届出書の写し（税務署の受付印があるもの）

・在学証明書（学生の場合）

・事業所等の発行する事業・職業・技術の修習者であることの証明書（事業等の修習者の場合）

・交付金等の受領者であることの証明書（交付金等の受領者である場合）

**※注意事項**

・提出期限は毎年3月15日（土曜日、日曜日の場合は翌月曜日）です。